## 北九州市議会委員会条例新旧対照表

新(改正案)	旧(現行)
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育委員会の教育長</u> 、選挙管理	第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、 <u>教育委員会の委員長</u> 、選挙管理
委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法	委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法
律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、	律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、
説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。